

豊島区文化財展2011

はじめに

豊島区では、1986年に文化財保護条例を制定し、地域の歴史、文化や、昔の人々の生活の様子がわかる貴重な文化財の保護に取り組んでいます。これまでに区指定文化財13件、区登録文化財331件を、次代に残すべき文化財として指定・登録し、所有者のご協力を得て、その保護と普及に努めています。さらなる文化財の調査も進めており、埋蔵文化財の調査では、新たな発見が相次いでいます。

今回は、あかりの道具“灯火具”^{とうかぐ}にスポットを当てます。区内の大名屋敷跡や料理屋跡、町家跡などの遺跡からは灯火具が数多く出土しています。ここでは、さまざまな工夫を凝らした江戸時代の灯火具を紹介します。

江戸を照らしたあかりの道具

日が暮れた街にとり始める“あかり”。街全体に広がる家々の“あかり”は、今も昔も暖かな暮らしの象徴です。しかし、電気が住まいに浸透したのは、たった百年前の明治時代後期以降のことです。さらに昔の江戸時代の夜は、今と比べようもないほどに暗く、あかりはといえば大名も庶民も油や蝋燭^{ろうそく}を用いたともし火でした。

江戸時代の都市生活では囲炉裏^{いろり}で焚く火のあかりが失われ、あかり専用の道具(=灯火具)の発展を促しました。そして、生活様式に合わせて、多種多様な灯火具がつくられたのです。

これから紹介する区内遺跡の発掘調査で出土した灯火具から、先人たちの生活に思いを馳せ、“あかり”の本質を知るきっかけになればと思います。

あかりの燃料

灯火用の燃料には油と^{ろうそく}燭があります。油は、植物あるいは動物の油が用いられました。植物油は菜種の油が主流で、動物油はイワシなどの魚類が使われました。同じ油でも、魚油は^{すす}煤がもうもうと上がる上に臭いもひどいものした。

燭は、^{はぜろう}燭から作る木燭が各地で作られるようになり、普及することとなります。ただし燭は、菜種油よりもさらに高価で贅沢品であったため、上流階級以外の人びとの間では、儀式や酒



油差と油徳利 油差 (1～3)は油を油皿などに注ぐときに、油徳利(4)は油の保存容器に使用しました



『近世風俗志』油売りの図

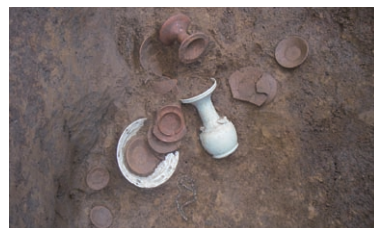
文化年間の価格は、およそ米3升分で菜種油1升分と高く、そのため庶民の間では安価な魚油が使われていました

宴などの特別な場合に限って使われました。「燭の流れ買い」という、燃えるときに流れる燭を買い集める商売があります。集めた燭は、再度燭作りに利用される、それほど燭は貴重品だったのです。

料理屋や居酒屋など特定の業種は別として、一般の庶民にしてみれば、貴重な燃料を消費するくらいならば、さっさと寝ようということになったと思われます。

掘り出された灯火具

発掘調査で出土する^{とうかく}灯火具は、廃棄されて腐食する部分は腐ってなくなったものが大半です。例えば代表的な^{あんどん}行灯は、木枠や障子紙は有機質であるため腐食して残らず、^{とうさん}灯蓋や金属部品などのパーツのみが発見されます。



灯火具の出土状況

雑司が谷遺跡

【油のあかり】 区内遺跡からは、油を用いてともし^{りようそく}灯蓋や燭などの器具が多く出土します。灯火には、中世以来、素焼きの土器皿を2枚重ねた灯蓋が用いられてきました。数量的には江戸近郊で焼かれた土器が多く、^{ぎんさい}銀彩の施されたもの、そして18世紀後葉以降には、油が土器に染みるのを防ぐために^{とうめいゆう}透明釉の施されたものがみ



灯蓋 灯芯を油に浸して火をともし上皿(油皿)と、灯芯から滴る油を受けるための下皿とから成ります。下皿は17世紀末頃には内面に環状の突起「受け」を持つようになります。



江戸燈火尽

出土遺物から考えられる灯火具の種類や使われ方を再現しました。模式的な配置であり、一室における灯火具の数や種類を表したものではありません。

- ① く 八 間 > 天井から吊るす照明具。料理屋や湯屋などの広い空間を照らすためのもので、灯火には両口のつく秉燭が用いられます。
- ② く 釣 灯 籠 > 軒下のきしたに吊るされます。 ③ く 掛 燭 台 > 蠟燭の代用に蠟燭形秉燭が置かれています。
- ④ く 掛 灯 台 > 台には灯蓋のきしか秉燭を置きます。③も同様に廊下の柱・壁などに掛けます。
- ⑤ く 石 灯 籠 > 社寺や庭園に配されるもので、内部（火袋）に灯蓋などを設置する灯火具です。
- ⑥ く (自在) 灯台 > 灯蓋の形状に合わせた台が上下に可動します。
- ⑦ く 丸 行 灯 > 行灯内には油と蠟燭どちらの使用も可能な灯燭兼用の金属部品がみえます。丸行灯は京や江戸の料亭などで好んで使われたようです。
- ⑧ く 角 行 灯 > 油用灯火で、灯蓋・灯芯・灯芯押え・油差・行灯皿がセットとなります。角行灯は江戸に多いタイプです。
- ⑨ く 瓦 灯 > 上部に裸火でともすほかに、油皿を内部に入れてともす2種の使用方法があります。窓の隙間からあかりが漏れる仕組となります。

られます。陶器では、18世紀中葉に志戸呂産、次いで瀬戸・美濃産が、19世紀に入ると信楽産のものが出現します。なお、灯盞や次に紹介する秉燭には磁器のものは出土していません。

秉燭は、江戸時代前期に考案されました。油継ぎの手間を省くとともに長時間ともし続けるために、油を溜める容器に灯芯を固定する工夫を凝らしたものです。油がたくさん入る壺形や椀形など様々な形があり、17世紀末頃から瀬戸・美濃産のものが出現します。これ以後、秉燭の数は増えていきます。容器の中央に灯芯を固定する突起



灯芯 (参考資料) 油に浸して火をともしもの。主にイグサの髓が用いられます。



灯芯押え 油皿の中で灯芯が動かないように抑え、かつ火を揺立てるための道具。



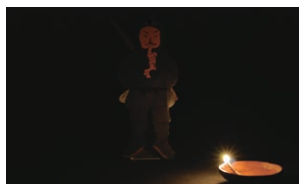
◆コラム◆

江戸を照らした明るさ

卒業式の定番「蛍の光」の冒頭で歌われる「蛍の光、窓の雪」とは、苦学することを意味する常套句で、灯火油を購えない者が、蛍を集め、雪に照り返る月光を頼りにして夜間読書したという中国の故事に基づいています。かように、灯火というものは高価であるとともに、明るいものであるとの認識が、電気のない時代には根付いていたと言えます。

しかし、その実際の明るさは、どのようなものだったのでしょうか。写真は、灯火と電気の明かりを比較したものです。光源の明るさに遜色はありませんが、光の届く範囲が違うことがわかります。灯火が照らす範囲は極めて狭く、至近距離でも薄暗闇です。一方、電気の明かりは、広い範囲を照らし出しています。

江戸の人々は、灯火一つで、会食したり、読書したり、様々な生活の営みを行っていたようですが、暗いとは感じなかったのでしょうか。それとも、電気の明るさを当然のものとして享受してきた私たちだからこそ、灯火を暗いと感じるのでしょうか。



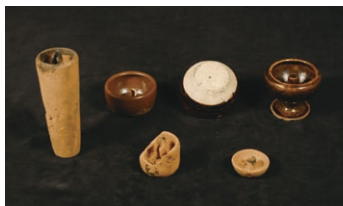
灯火のあかり



電球のあかり

が付されたものは「タンコロ形」と呼ばれます。灯芯^{とうしん}を挿す注口^{ちゅうこう}を持つ「カンテラ形」は18世紀後葉以降にみられます。

このように改良された灯蓋^{とうさん}・秉燭^{ひょうそく}は、貴重な油を一滴も無駄にしない知恵から生まれたものでした。



タンコロ形の秉燭 直径 3cm から 10cm を超えるものまで様々な大きさのものが出土し、底に燭台の芯立てへ差し込む穴がある秉燭もみられます。蠟燭を模した筒状の秉燭も確認されています。



カンテラ形の秉燭 灯芯を挿す注口が片口あるいは両口のタイプが出土します。出土量の割合は、タンコロ形よりも少ないです。

【蠟燭のあかり】

燭台^{しょうだい}や雪洞^{ほんぼり}、提灯^{ちようちん}などがこの類いとなります。ろうそく^{ろうそく}は、植物性の素材で作られているため、腐食してなくなり発掘調査では発見されませんが、土製や金属製燭台の出土から、蠟燭が使用されていた状況を窺い知ることができます。皿上に芯立てがつくものや、ミニチュア燭台、油と蠟燭どちらの使用も可能な灯燭兼用の優れた灯火具がみられます。区内で蠟燭用の灯火具が出土している遺跡は、大名屋敷跡や料理屋跡に集中しています。

文献史学の研究によれば、灯火用燃料には油を多用していたとされていますが、考古学的な視点においても、油用灯火具の出土量が圧倒的に多く、蠟燭用の灯火具は極めて少なかったことがわかってきています。

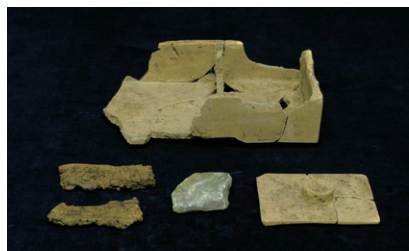


燭台 左上の金属燭台は直立する芯立てが破損した状態で出土。左下が土製、右は高さ 8 cm のミニチュア燭台。

発火と火の扱い

マッチが普及する以前は、火打道具^{ひうち}を用いて火花から発火させる打撃式が一般的でした。摩擦式の発火方法もありましたが、区内遺跡から出土する発火具は、火打石と火打金がほとんどで、打撃式が主流であったと思われます。この他、灯火（ないしは暖房）には不可欠な火種を管理する道具（火消し壺など）も区内の各所から数多く出土しています。

江戸に暮らす人びとは、燃料の儉約と火の用心に細心に努め、こうした背景から、火難除けの神への信仰も広まっていきました。



火打道具 火打箱(奥)・火打石(中央)・火打金(左)で、このほかに火口^{はくち}や付木^{つけぎ}が発火に必要でした

豊島区の指定文化財

豊島区には344の登録文化財があります（平成23年4月現在）。その中から、特に重要なものを豊島区指定文化財としています。

ながさき し まい
【長崎獅子舞・用具一式】 〈◎伝承地:長崎1-9-4 長崎神社 ◎伝承者:長崎神社獅子連◎所有者:長崎神社氏子会〉

◇長崎獅子舞は、五穀豊穰と悪病退散を願って、江戸時代から旧長崎村の人々によって伝承されてきました。元禄年間（1688～1704）に長崎村の伊佐角兵衛が、病氣平癒の御礼に獅子頭を奉納したのに始まるといわれています。一人立ち三匹獅子舞で、腹に太鼓をつけた三匹の獅子が、ササラをもつ四人の花笠と共に篠笛の音にあわせて勇壮に舞踊ります。



もくそうしゃ か にょらい ざ そう
【木造釈迦如来坐像】 〈◎所在地:駒込7-4-14 ◎所有者:勝林寺〉※非公開



◇勝林寺は、元和2（1616）年に徳川幕府の御殿医中川元亨が湯島に創建し、老中田沼意次が中興再建した臨済宗の寺院です。

本像は高さ50.5cmの一本造りで、眼は彫眼、肉身は漆箔、着衣は漆塗りです。小像ですが、面、胸、両脚などのポリューム感が豊かで、面相には威厳をそなえ、衣は彫りが深く、かなり装飾的であることから、本像の制作年代は9世紀末と推定されます。

れん げ さん こんごういんぶつしやう し さんもん
【蓮華山金剛院仏性寺山門】 〈◎所在地:長崎1-9-2 ◎所有者:金剛院〉

◇金剛院は、大永2（1522）年に聖弁和尚によって開創された真言宗豊山派の寺院です。安永9（1780）年に建立された薬医門は、天明年間（1781-89年）の大火の際に、江戸市中の罹災者を多く助けた功績により、10代将軍徳川家治から朱塗の山門（赤門）を許されたといわれています。

その装飾は彫りが深く、意匠的・技術的に優れており、区内では最も古い薬医門と考えられます。しかし山門の傷みが見られたため、平成8年にその保存修理と両袖塀の復元工事が実施され、往時の美しい姿にみがえりました。



いけぶくろ ふ し づか
【池袋富士塚】 〈◎所在地:池袋本町3-14-1 ◎所有者:氷川神社〉 ※7月1日のみ公開

◇富士塚は、富士山を信仰・参拝する富士講組織を単位として築造された山です。池袋富士塚は高さ5mで、明治45（1912）年6月に池袋月三十七夜元講によって築かれました。塚には、頂上の奥宮のほか、合目石・講碑・天狗像・猿像など52基の豊富な石造物があります。



ろく ひ えい し ちよう ひ
【鹿碑・瘞賜猪碑】 〈◎所在地 駒込1-10-15〉

◇鹿碑は、寛政7（1795）年3月5日、11代将軍徳川家齊が下総国小金原で鹿狩を行なった際、同行した旗本本郷泰行が当日の様子を構成に伝えるために造立した石碑です。

瘞賜猪碑は、嘉永2（1849）年3月18日、12代将軍家慶が同じく小金原で鹿狩を行なった際、同行した本郷泰行の孫・泰固が、将軍から猪・兎を下賜された出来事を後世に伝えるために造立した石碑です。



ふ し もとばやし
【富士元囃子・用具一式】 〈◎伝承地:要町1-38 ◎伝承者:富士元囃子連中〉



◇富士元囃子は、明治40年頃に長崎村の本橋重太郎が習い覚え、地元の浅間神社および長崎神社の祭礼時奉納したことに始まります。本橋家が、浅間神社境内にある長崎富士塚（高松2-9-3）の富士講の先達を長年務めていたことから、富士元囃子と名づけられたといわれています。

五人囃子（大太鼓1、締め太鼓2、篠笛1、鉦1）の形態をとり、のどかな笛の音を聞かせる神田流大間囃子に属します。9月第2土・日の秋の祭礼では、御輿を先導する囃子が要町一丁目界隈を練り歩き、祭りを盛り上げます。

きやう え ど がわらん ぽてい ど そう
【旧江戸川乱歩邸土蔵】 〈◎所在地 西池袋5-15-17 ◎所有者 学校法人立教学院〉



◇昭和9年～40年まで、江戸川乱歩（1894～1965）が住んでいた池袋の屋敷にこの土蔵があります。乱歩は土蔵を書庫兼書斎として愛用し、ここから『怪人二十面相』『少年探偵団』などの名作が生まれました。

土蔵は、木造2階建てで、関東大震災の翌年（大正13年）に建てられたため、壁や屋根裏は耐震対策を意識した工法となっています。また外

は鼠漆喰で、鼠色の土蔵は少なく貴重です。内部には、2万冊以上の乱歩の蔵書が保存されています。

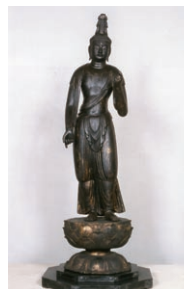
【そめ い い せき みつしじゅうこうぶようそめい 染井遺跡（三菱重工工業染井アパート地区）ちく しゅつ ど けしやうどうぐ 出土化粧道具他一括】〈◎管理者：豊島区教育委員会〉

◇この地区（駒込5-3）は、江戸時代に津藩藤堂家下屋敷・抱屋敷があった場所で、平成7年の発掘調査により、18世紀後半の紅化粧・白化粧・お歯黒・眉化粧・髪化粧に関する道具一式が良好な状態で出土しました。

これらの資料は、肥前産の上質な陶磁器が含まれ、お歯黒液を入れる金属容器（潼子）の文様に藤堂家の家紋「藤堂蔦」が刻まれていることなどから、藤堂家または有力家臣の家族が使用していたものと考えられます。



【もくそうしやうかんのりんりやうぞう 木造聖観音立像】〈◎所在地：池袋本町2-3-3 ◎所有者：重林寺〉※非公開



◇本像は、明治43年に15代住職真誠が、勢至菩薩立像とともに伊勢崎市境町周辺の寺より購入したものといわれ、現在観音堂に安置されています。平成8年に豊島区登録文化財となっていましたが、平成15年の解体修理の結果、鎌倉時代後期（13世紀後半）の作であることが判明し、区指定文化財となりました。カヤの材を用いた一本割剥ぎ造りで、裳の形が膝下くびれているなど、非常に珍しい形姿の仏像です。

【きやう に わ けうでぎもん 旧丹羽家腕木門】〈◎所在地：駒込3-12-8 ◎所有者：豊島区〉

◇豊島区駒込（染井）は、江戸時代から植木の一大生産地として知られ、植木職人が多く集住した地域です。丹羽家は天明年間（1780年代）から明治末期まで染井を代表する植木屋として活躍しました。明治後期に植木屋をやめましたが、当地域の旧家として知られています。



旧丹羽家門の形式は腕木門で、染井通りをはさんで向かい側にあった津藩藤堂家下屋敷の裏門を移築したといわれており、江戸時代の腕木門としては区内で唯一の事例で、豊島区における貴重な文化財であるといえます。平成19年度に解体保存修理工事が実施されました。